

**Q & A ご質問と回答**  
**(中小企業海外展開支援事業 案件化調査)**

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
<b>本事業全般</b>				
1	全体	募集要項に記載の採択予定件数とは年間件数か、又は2015年度公示分(今回の公示分)の件数か?	募集要項に記載の件数は、今回の公示分の採択予定件数です。	2015年9月29日
2	全体	関税について、途上国側の免税措置が得られた場合、他の費目へ流用は可能か?	免税となった経費について流用を希望の場合、流用の必要性・妥当性を精査・確認した上で判断させていただきます。	2015年9月29日
3	全体	審査基準について、合格の目安はあるのか?	外部審査委員に企画書の提案内容を総合的に審査頂き、採択企業を決定しています。(各審査委員には合格の目安として6割と説明していますが、6割に達していても、予算の制約により採択に至らない場合があります)	2015年9月29日
4	全体	本事業において製品の販売に直結する活動は可能か?	商談など単に製品の販売のみを主目的とした活動については、契約からの支出は認められません。(案件化調査では収入を発生せしめる活動は契約の対象外となります)	2015年9月29日
5	全体	本邦受入活動に対象国の民間企業の人材は対象となるか?	本邦受入活動の対象は、原則、対象国政府関係機関の人材です。民間企業所属の人材については、JICAにてその必要性、受け入れる人材・人数の妥当性を確認させていただくと共に、政府関係機関からの了解を前提に、受け入れ可能です。	2015年9月29日
6	全体	説明会資料はJICAのホームページに掲載されるか?	以下、リンク先に掲載しています。 <a href="http://www.jica.go.jp/sme_support/announce/index.html">http://www.jica.go.jp/sme_support/announce/index.html</a>	2015年9月29日
7	全体	地元経済・地域活性化についてこれまでの具体例を教えてください。	募集要項の別添の審査基準表をご参照ください。審査基準表の事例に加え、「まち・ひと・しごと創生」で掲げられているような、地方において「好循環」を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出し、「まち」に活力を取り戻す取り組みも加算対象として審査委員に評価されます。 地元・地域について、特に行政区分による定義は定めていません。 また、自社および関連企業の雇用・所得向上なども、地域経済活性化の重要な要素といえます。	2015年9月29日
8	全体	契約締結日や調査を開始できる日はいつか?	募集要項で想定スケジュールを掲載しているので参照願います。選定結果が通知された後、見積金額や業務計画の妥当性を検討する契約交渉を経て契約締結となります。契約締結日以降に現地への渡航など活動を開始できます。	2015年9月29日
9	全体	案件化調査で職業訓練や人材開発の提案で、ODA事業につながった例があれば教示いただきたい。	バングラデシュでIT人材の育成に活用が可能な教育教材は、別途JICAで実施中の技術協力との連携した取り組みに発展する可能性があるといった事例があります。多くの途上国が人材育成に取り組んでいることから現地ニーズとうまく合致すればODA事業につながる可能性があります。	2015年9月29日
10	全体	案件化調査の時点でC/Pの設定は必要なのか。またC/Pは大手民間企業でも良いのか。	案件化調査においては応募時点でC/Pを確定させる必要はありませんが、C/Pの想定は必要です。調査対象に民間企業を含めてもかまいませんが、案件化調査はODA案件化を目指すことが前提であるため、政府関係機関が調査対象に含まれない提案は評価につながらない点留意願います。	2015年9月29日
11	全体	案件化調査の輸送費については、手荷物で輸送できる機材の場合は、計上はゼロとなり、3000万円の案件となるか。	手荷物で調査団員が同時携行できる場合は、3000万円での応募となります。	2015年9月29日
12	全体	今回、案件化調査の応募を想定していて、次回に普及・実証事業を想定している場合、今回の案件化調査の契約期間は募集要項に記載のある「2015年12月31日まで」とすべきか。	当該記載の「2015年12月31日」は、今回普及・実証事業に応募する際に、実施中の案件化調査等が2015年12月31日までに契約履行期限を迎える案件であることという意味です。従って、今回案件化調査に応募するのであれば、上記日付にする必要はありません。	2015年9月29日

13	全体	審査基準にある、地元経済・地域活性化への貢献とは何を指しているのか？ 地元・地域とは、企業の所在する県、地域を指しているのか、貢献とは、何を指しているのか。判断基準は何か？	地域経済の「地域」に明確な定義があるわけではありません。中小企業の海外展開後、国内が空洞化せず、国内のいずれかの地域経済の活性化につながることを評価したいという主旨です。所在地が大都市でも、雇用増大、教育機関との連携強化等、定性的に説明願います。企画書に例としても列記されているのでご参照願います。	2015年9月29日
14	全体	基礎調査、案件化調査の2つの違いがわからない。資料試験を含む場合は、案件化調査となるか？基礎調査、案件化調査、普及・実証事業これらの事業はつながっているのか？ODA化を目標とした場合、この3つの流れで順番にいけるのか？	調査後の展開としてODAの案件化を想定しているのであれば案件化調査を、調査において必ずしもODA案件を提案するものではない場合は基礎調査を選択ください。資料試験など実証的な活動を含む場合のスキーム選択については、活動内容でスキームを選ぶのではなく、その後のビジネス展開としてどのようなものを想定しているかで選択ください。また、順序としては必ずしも基礎調査―案件化調査―普及・実証とならなければいけないというわけではありません。普及・実証事業に直接応募いただくことも可能ですし、案件化調査後に結果を踏まえて普及・実証事業に応募も可能です。	2015年9月29日
15	全体	相手国の開発ニーズが必要とのことだが、先方からの推薦状は必要か。また、外部人材は個人もなることが可能か。	推薦状の有無のみをもって企画書の高評価となるとということではなく、企画書において現地ニーズをどの程度十分把握しているか内容で審査されます。個人が外部人材として参画することは可能です。	2015年9月29日
16	全体	案件化調査を検討している。上限3000万と5000万の違いは如何。	原則として3000万が上限となりますが、機材の別送が必要となる場合は5000万円を上限とすることが可能です。	2015年9月29日
17	全体	案件化調査で実証活動する場所は現地の政府の土地である必要があるのか。	案件化調査においては、政府の土地以外でも実証活動を実施することは可能です。一方、将来のODA事業での活用を見据えて政府機関と協議し適切な場所で実施していただくことをお勧めします。	2015年9月29日
資格要件・提案要件				
18	提案者	提案企業は1社である必要はあるか？役割分担を決めて2社での応募は可能か？	共同企業体の結成により2社以上による応募が可能です。	2015年9月29日
19	提案者	提案企業と外部人材でチームを構成する場合、共同企業体に該当するか。提案企業以外はすべて外部人材となるのか？	提案企業と外部人材による編成は、共同企業体には該当しません。共同企業体は参加資格要件を満たす複数の中小企業で構成される企業体を指します。外部人材は中小企業にはない専門的な知見・技術を提供したり、報告書作成、精算処理等の円滑な実施を支援する人材を指します。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届を作成していただくこととなるとともに、共同企業体を構成する各企業に所属する者は人件費の対象とはならない点留意願います。	2015年9月29日
20	提案者	他のスキーム(ex.「基礎調査」等)に、共同企業体(代表企業A社、構成企業B社)として提案を応募している場合、上記構成企業(≠提案法人)のB社は、当スキーム(「案件化調査」)に提案法人として他スキームへの提案とは異なる内容(技術・対象国)を応募することは可能か？	共同企業体の代表法人は同時応募はできませんが、共同企業体構成員についてはこの限りではありません。	2015年9月29日
21	提案者	同一回の公示における同一の提案法人(共同企業体の代表企業)による、同一スキーム(案件化調査)への、異なる内容(技術・製品/事業)の提案(すなわち類似案件ではない提案)の同時応募は可能か？ また、同一国への同時応募も可能か？	いずれにも同時応募はできません。	2015年9月29日
22	提案者	共同企業体を構成する場合、(規定の参加資格要件を満たす)構成企業のなかにあつて、特に代表法人が満たすべき要件は何か？	その他の共同企業体構成企業を取りまとめ、事業実施にあたり代表して事業実施にあたっていただきます。また、事業実施にあたり総括監理を務める業務主任者は代表企業に所属する方から選出いただきます。	2015年9月29日

提出書類・企画書等				
23	企画書	関心表明WEB登録、競争参加資格審査申請はJICAのホームページを通じて行うのか？	関心表明はWEBで手続きをお願いします。 競争参加資格は、JICAホームページから所定の用紙を入手し、郵送もしくはメールで申請願います。	2015年9月29日
24	企画書	企画書の作成に際し、現地情報をJICAから提供を受けることは可能か？	これまでJICAの協力を通じて得られた現地情報は、JICA図書館に格納した報告書等を通じて確認が可能です(PDFファイルで閲覧・ダウンロードが可能です)。 <a href="https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html">https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html</a>	2015年9月29日
25	企画書	複数の国、製品を想定した提案は可能か？	原則として1か国を選定して提案ください(事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にその理由を記載願います)。また、複数分野(製品)にまたがる提案事業の内容が、相乗効果をもちながら、対象国の重点課題の解決に寄与するのであれば、事業計画及び事業実施体制等の効率性や妥当性が担保されることを前提に、提案製品を1つに絞る必要はありません。	2015年9月29日
26	企画書	募集要項に記載のある事業対象国以外の国を対象とした提案は可能か？	原則、JICA事務所又は支所が設置されているODA対象国が対象となりますが、JICA事務所又は支所が設置されていないODA対象国についても提案いただくことは可能です。過去、設置されていない国で事業を実施した例もありますが、JICA事務所等を通じたサポート等はできませんので、十分な体制を検討いただくようお願いいたします。	2015年9月29日
事業内容(事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等)				
27	事業実施国政府関係機関	案件化調査において、民間企業がカウンターパート(相手国実施機関)になり得るのか。	カウンターパートは途上国政府関係機関(国公立大学、国公立病院、国公立研究機関、地方自治体等も対象)となります。提案内容によって、組合等民間の団体との協力や連携が不可欠な場合、企画書にて途上国政府関係機関と民間企業の役割や協力の内容について提案願います。	2015年9月29日
28	参加資格	法人に所属しない個人のコンサルタントを外部人材として配置することは可能か？	個人のコンサルタントの配置は可能です。なお、個人コンサルタントの場合、当該人員にかかる管理費の経費率等は異なります。	2015年9月29日
29	参加資格	応募資格に会社設立後1年以上経過している者となるが、資格のある会社と共同で申請することはできるのか。	共同企業体で応募の場合でも、すべての共同企業体構成員が会社または団体設立後、企画書提出締切日までに1年以上経過していることが必要です。	2015年9月29日
30	参加資格	過去の資本金3億円以上の企業の採択実績があるが、今回、資本金3億円以上の中小企業の応募は可能か？	資本金3億円以上であっても、業種分類毎に定める従業員数を下回れば、中小企業として応募可能です。 例えば、資本金5億円・従業員数150名の製造業の企業は、中小企業としての応募が可能です。 募集要項(及び正誤表)と、以下・中小企業庁HPをご確認ください。 参考)中小企業庁HP <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html">http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html</a> (製造業等の場合) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	2015年9月29日
31	提案内容	案件化調査において製品の試用を行う場合、実施場所は現地の政府関係機関の所有する土地である必要があるか。	試用の実施場所を必ずしも政府関係機関(カウンターパート候補機関)が所有する土地に限定してはありますが、将来的にODA事業化を検討する可能性を見据えて政府関係機関と協議の上、適切な場所を選定してください。	2015年9月29日

契約・支払関連				
32	支払	銀行保証はどの債務に対して保証を得る必要があるのか？	「前受金・前受収益・借入金」などの債務勘定科目で計上されるもので、前払金の額が、銀行等の金融機関の銀行保証の対象額となります。金融機関毎に保証書の様式は異なるので、様式を掲載することはしていませんが、類似事業における記載例を、以下に掲載していますので参照願います。 http://www.jica.go.jp/announce/information/20131212.html	2015年9月29日
経理関連(予算・見積り等)				
33	見積り	車両借り上げ、通訳の見積書は複数社取り付けることが必要か。この場合、JICAの支援を得ることが可能か？	見積り取りは、複数見積りが原則となります。また見積書は企業の責任の下で取得いただいております。	2015年9月29日
34	見積り	契約締結後、費目間の流用は可能か？	妥当性が認められる場合、可能です。流用の内容に応じて、打合簿、契約変更など承認の方法が異なるため、採択説明会の際に詳しく説明させていただきます。	2015年9月29日
35	見積り	航空賃の見積りにおいて、すべての経路で見積りを取り付ける必要があるか。	1つの合理的かつ経済的な経路を選択して見積りを取ってください。複数経路の見積りは不要です。	2015年9月29日
36	見積り	経費上限5,000万が認められるかどうかは、端的には経費見積のⅡ-1.(輸送費・関税)に費用計上があるかどうか、ということでしょうか	ご理解のとおり、現地活用性を検討する機材を別送する場合には5000万円を上限としたご提案が可能です。	2015年9月29日
37	見積り	資機材の輸送時は往復のみ計上可能とのこと。片道を想定している場合、現地での関税、付加価値税は可能か？	関税、付加価値税等の経費は計上不可。	2015年9月29日
38	見積り	旅費で福岡から現地に行く場合、成田経由、福岡経由、韓国経由とあるが、すべての経路で見積もりを取る必要があるのか。	ひとつの合理的な経路を選択して、後から利用経路の変更をしても良い。複数の経路の見積書を出す必要はない。	2015年9月29日
39	計上可否	現地語の翻訳作業の費用は計上できるのか？	現地再委託費で計上が可能です。(採択後の契約交渉時に必要性を確認させていただきます)	2015年9月29日
40	計上可否	人件費の積算に際し、従事日数の根拠はどの程度まで提出する必要があるのか？	事業に必要な日数を十分精査のうえ、積算願います。採択後の契約交渉時に、企画書(含む見積書)を用い、従事日数の妥当性・根拠について確認させていただきます。	2015年9月29日
41	計上可否	精算段階で、調査に用いた費用が契約金額を上回った場合は自社負担になるのか？	精算段階で必要な経費を精算・確定し、自社負担が発生しないよう、留意ください。やむを得ず、上回った経費は自社負担となります。	2015年9月29日
42	計上可否	クラウドを用いる製品の活用を提案したいが、制限はあるのか？	クラウドを活用した提案に制限はありませんが、すでに核となる技術を有することが前提です。	2015年9月29日
43	計上可否	環境などの検査を実施するカウンターパートの関連企業に対して現地備人費等の経費を支払うことは可能か？	カウンターパートに経費の支払いはできませんが、当該検査を実施可能な企業が、一社しかない等、特殊な事情がある場合は、当該企業とカウンターパートとの関係等も踏まえ、採択後の契約交渉時に個別に協議・確認させていただきます。	2015年9月29日
44	計上可否	日本にて活用中のモデルプラントを輸送して現地での試用を考えている。日本側での輸送にともなう取り外し作業、現状復旧作業にかかる費用は認められるのか？	計上できるのは輸送費のみであり、取り外し費用及び現状復帰費用は計上できません。	2015年9月29日
45	計上可否	試用のための提案製品を現地搬入後、検査を受ける必要がある。この場合の検査費用は現地再委託費に計上できるか。また、その検査自体を本邦企業に委託することは可能か(本邦からの検査員派遣)。	業務遂行上必要性の有無につき、採択後の契約交渉時に個別に協議・確認させていただきます。	2015年9月29日
46	計上可否	処理すべき廃棄物を当該国から日本に持ち込み、日本で設置中の廃棄物プラントに対して、処理の試用をする場合は、輸送費は認められるのか。またその場合、5000万枠での応募は可能か。	認められません。輸送費は、あくまでも本調査において製品・技術の活用可能性を検討する機材そのものの輸送費として計上ください。	2015年9月29日
47	計上可否	提案法人がコンサルタント会社と合同で案件当事国に案件商品の販売会社を設立した場合、このコンサルタント会社のスタッフは外部人材と見なされなくなるのでしょうか？	販売会社におけるコンサルタント会社のスタッフの方の業務内容、設立時期等にもよりますので、採択後の契約交渉時に個別に協議・確認させていただきます。	2015年9月29日
48	計上可否	現地に輸送した機材は必ず本邦に持ち帰る必要があるか。	輸送費を計上いただかない場合には、必ずしも本邦へ持ち帰る必要はありません。「よくあるご質問と回答(案件化調査)」43番もご確認ください。	2015年9月29日
49	その他	経理書類の保管は何年か？	契約書(業務委託契約約款第14条)の記載に基づき、業務の完了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、保管してください。	2015年9月29日